3章 居住誘導区域

3章 居住誘導区域

₹ポイント

- ☞3つの拠点市街地(本庄駅・児玉駅・本庄早稲田駅周辺)を核に設定します。
- ☞本庄駅・児玉駅周辺は、まちなか居住の促進を図る区域として設定します。
- ☞本庄早稲田駅周辺は、良好な都市基盤ストックや交通環境を活かした居住促進を図る区域として設定します。

1. 基本的な考え方

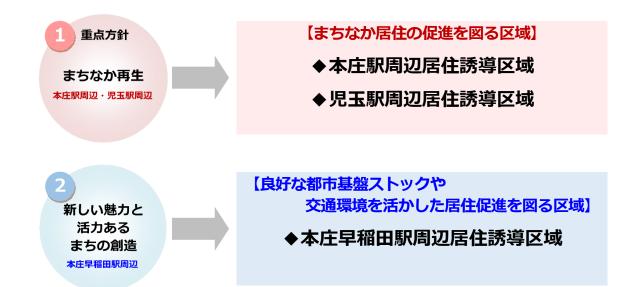
居住誘導区域は、人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て、商業等の生活サービス施設やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

本市における居住誘導区域は、本庄市都市計画マスタープランに位置づける3つの 拠点市街地*を核として設定します。

本庄駅周辺及び児玉駅周辺に設定する居住誘導区域は、基本方針①「まちなか再生」に基づき、「まちなか居住の促進を図る区域」として位置づけます。

また、本庄早稲田駅周辺に設定する居住誘導区域は、基本方針②「新しい魅力と活力あるまちの創造」に基づき、「良好な都市基盤ストックや交通環境を活かした居住促進を図る区域」として位置づけます。

■居住誘導区域の位置づけ



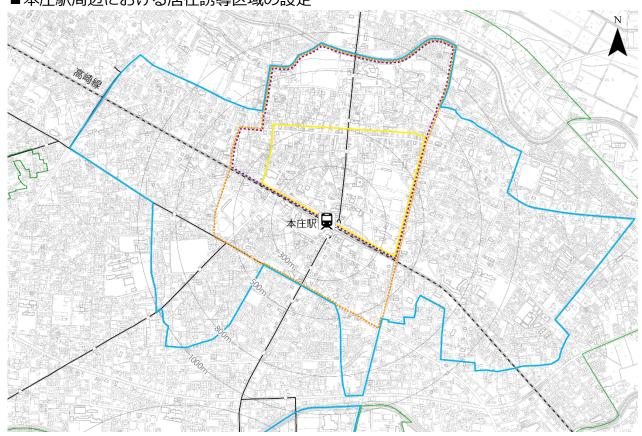
[※] 拠点市街地:本庄市都市計画マスタープランにおいて「3つの駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進め、多様な都市機能や居住の集積を誘導し、それぞれの地域特性を活かした利便性の高い快適な市街地の形成を図る」としている市街地。

2. 居住誘導区域の設定

1) 本庄駅周辺

拠点市街地の周辺は、旧本庄町時代の既成市街地として交通利便性の高い本庄駅徒歩圏 (500~800m) でありながら、人口減少が進み、道路基盤も脆弱なため、防災面や住宅の供給・更新上の課題を有するエリアとなっています。これらの課題に対応するため、まちなかの居住を促進する区域を居住誘導区域として設定し、当該エリアを対象に、各種のまちなか居住促進施策を展開します。

■本庄駅周辺における居住誘導区域の設定



※原則として道路や河川などの地形地物に基づき区域を設定します。

- 居住誘導区域【約 291 ha】□ 中心市街地活性化基本計画^{*1}の区域⋮ 拠点市街地□ 市街化区域⋮ 本庄駅北口周辺整備基本計画^{*2}の区域
- → バス路線・バス停

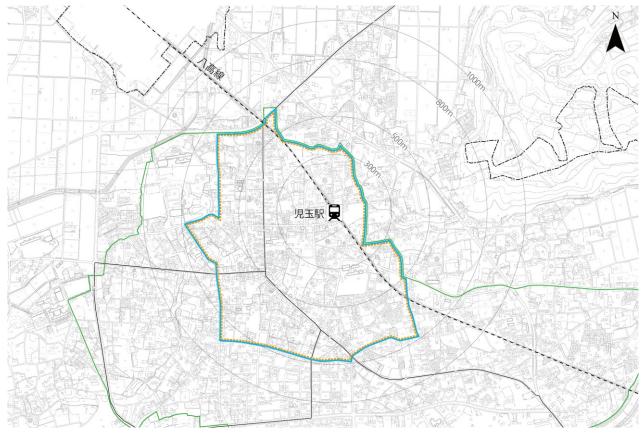
^{※1} 本庄市中心市街地活性化基本計画:中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を 総合的かつ一体的に推進するため平成12年に策定された計画。

^{※2} 本庄駅北口周辺整備基本計画:立地適正化計画(当初計画)に基づいて、本庄駅北口周辺地区のまちなか再生を目指して令和4年に策定された計画。「駅前街区」の整備と骨格となる「道路」の整備を中心としている。

2) 児玉駅周辺

拠点市街地の周辺は、旧児玉町時代の既成市街地として、交通結節点やアスピアこだまなど生活に欠かせない機能がありながら、人口減少が進み、道路基盤が脆弱なため、防災面や住宅の供給・更新上の課題を有しています。これらの課題に対応するため、まちなかの居住を促進する区域を居住誘導区域として設定し、当該エリアを対象に、各種のまちなか居住促進施策を展開します。

■児玉駅周辺における居住誘導区域の設定



※原則として道路や河川などの地形地物に基づき区域を設定します。

□ 居住誘導区域【約 100 ha】

拠点市街地

| 用途地域

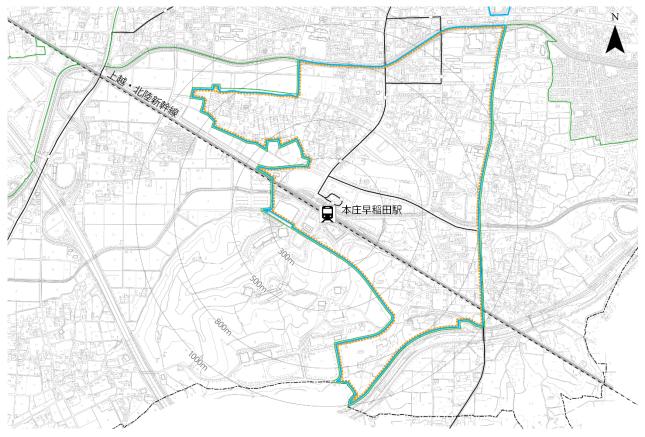
[二] 行政区域

→ バス路線・バス停

3)本庄早稲田駅周辺

良好な都市基盤ストックや交通環境を活かした居住促進を図る区域として、本庄早稲田の杜におけるまちづくりの一体性を踏まえ、拠点市街地の範囲を居住誘導区域に設定し、人口が増加傾向にある当該エリアにおいて、さらなる居住促進を図ります。

■本庄早稲田駅周辺における居住誘導区域の設定



※原則として道路や河川などの地形地物に基づき区域を設定します。

── 居住誘導区域【約 154 ha】

拠点市街地市街化地域一、行政区域

→ バス路線・バス停